

1. 事業の必要性・概要

- 「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」が平成22年12月に成立し、平成23年10月に施行される。
- 同法では、市町村による地域連携保全活動計画の作成や地域連携保全活動協議会の設置、地方公共団体による関係者間の連携・協力のあっせん等を行う体制（地域連携保全活動支援センター）の確保等が定められ、国はこれらについて情報の提供、助言等必要な援助及び地方公共団体や支援センターとの連携・協力を行うこととされている。
- このため、地域における地域連携保全活動を推進するため、以下の取組を実施する。
 - ①地域連携保全活動協議会の設立に向けた支援
 - ②関係者間の連携・協力のあっせんへの支援
 - ③地域連携保全活動に関する情報収集・提供、課題の整理・検討

2. 事業計画（業務内容）

	H24	H25	H26	H27	H28
①協議会設立支援					
②連携・協力のあっせん支援					
③情報収集・発信					
課題の整理検討	HP作成	運用・充実			
	整理・検討	実施		法施行状況の点検	

3. 施策の効果

- (1) 各地域で多様な主体が連携し、地域の自然的社会的な特性に応じた生物多様性の保全の取組が円滑に継続されるための体制づくりを推進する。
- (2) 関係者間の連携・協力のあっせんを支援することにより多様な主体の参画を促進する。
- (3) 各地域の特性に応じた取組や活動状況を全国へ発信して、都道府県域・市町村域を超えた連携を推進する。

背景

生物多様性地域連携促進法が平成22年10月に成立・公布(平成23年10月施行)

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・関係者(活動実施者、土地所有者、企業等)間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点(地域連携保全活動支援センター)としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備



国が地域連携保全活動に関して、情報の提供や助言等の支援を行うこと

事業内容

(1) 協議会の設立への支援

体制整備が不十分な地域での情報充実や理解向上による協議会設立への気運醸成・支援

(2) 関係者間の連携・協力のあっせんへの支援

基礎的な情報収集・整備、関係者間のマッチングの促進を支援

(3) 情報収集・提供、課題の整理・検討

多様な地域・空間での活動事例、連携や地域活性の優良事例、協議会・支援センターの情報を全国に発信

制度の活用状況把握・各地の事例分析による、課題の整理・検討

地域の多様な主体の連携
自然的社会的な特性に応じた活動の促進



地域連携保全活動
(希少種の餌場となる水辺の整備)